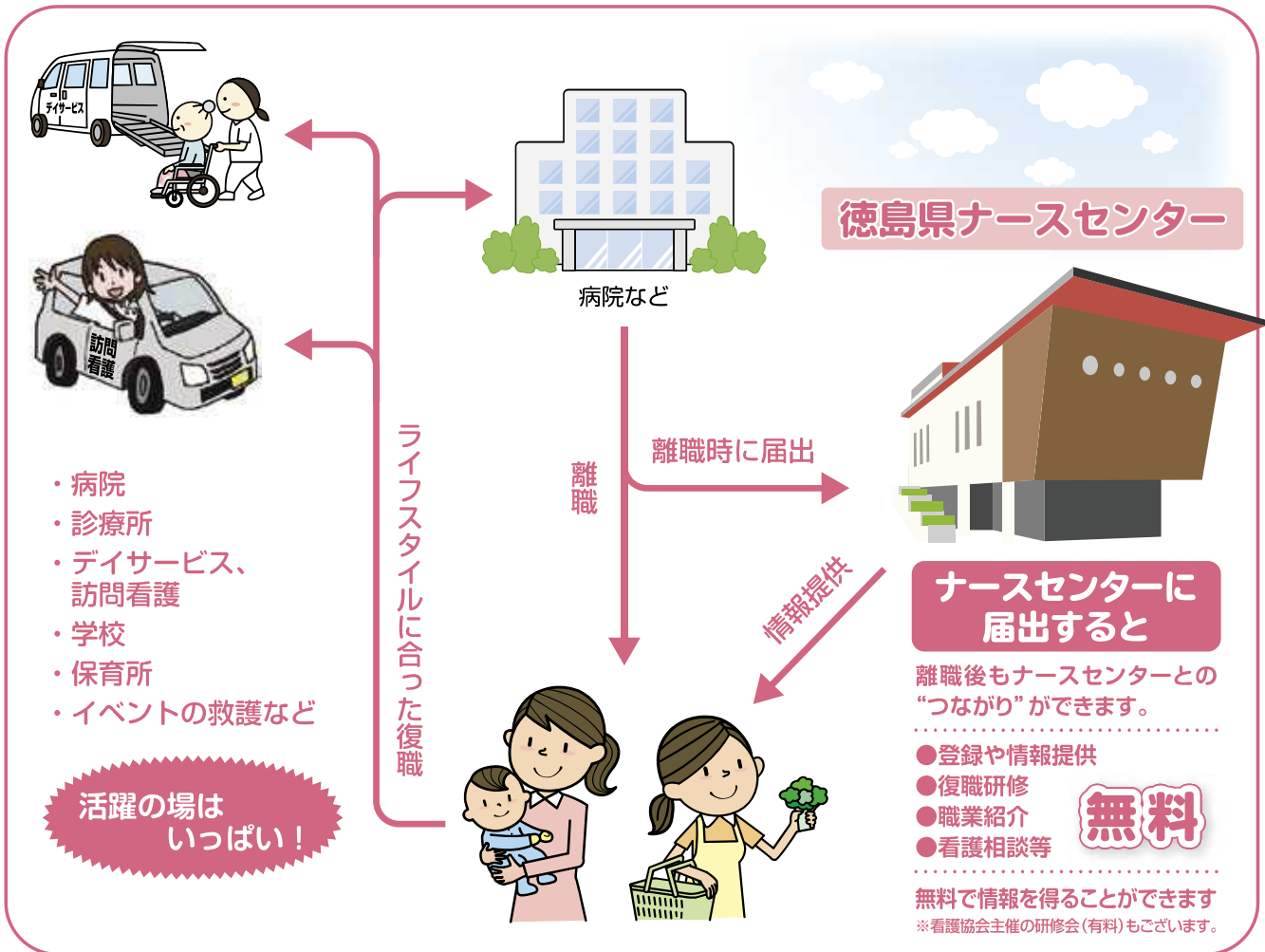




離職時には ナースセンターに届け出を!!

看護職は離職時等にナースセンターへの届け出が努力義務になっています



※改正された看護職等の人材確保の促進に関する法律の関連条文（看護師等の離職時の届け出等）

第十六条の三 看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省で定める事項を、厚生労働省で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

2 看護師等は、前項の規定より届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届け出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。